

生活保護法による 指定介護機関の皆様へ

1. はじめに

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の状況に応じて必要な支援を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

介護扶助の実施にあたっては、この趣旨を十分ご理解いただくとともに、以下の点もご確認のうえ、適正な実施に努めていただきますようご協力をお願いします。

2. 介護扶助とは

介護扶助とは、介護又は支援が必要な被保護者の方に対して、介護保険の給付対象と原則同範囲かつ同程度の介護サービスを原則現物給付によって提供するものです。

介護扶助は生活保護法による指定を受けた介護機関により提供するものであるため、被保護者の方に介護サービスを提供する場合は、指定を受ける必要があります。

介護扶助の種類

①居宅介護(※1)	②福祉用具	③住宅改修
④施設介護	⑤介護予防(※2)	⑥介護予防 福祉用具
⑦介護予防 住宅改修	⑧介護予防・日常 生活支援(※3)	⑨移送(※4)

(※1) 居宅介護支援計画に基づき行うものに限りします。

(※2) 介護予防支援計画に基づき行うものに限りします。

(※3) 介護予防支援計画又は介護予防ケアマネジメントに相当する援助に基づくものに限りします。

(※4) 介護保険制度にない生活保護制度独自のものです。

生活保護法による介護機関の指定

被保護者の方に介護サービスを提供するためには、事前に佐賀県から生活保護法による指定を受ける必要があります。

ただし、平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関は、同法による指定を受けたものとみなされますので、申請は不要です。(あらかじめ別段の申出をしたとき等はこの限りではありません。)

なお、平成26年6月30日までに生活保護法の指定を受けていない介護機関は、指定申請が必要になります。

申請手続の詳細や申請書類については、佐賀県のホームページ(<https://denshi-shinsei.pref.saga.lg.jp>)をご確認ください。

指定介護機関の義務

指定介護機関は、指定介護機関介護担当規程に従い、懇切丁寧に被保護者の方の介護を担当しなければなりません。

また、介護に対する報酬は、生活保護法等による介護の報酬の規定に基づき、介護保険の例による所定の請求手続きにより請求していただく必要があります。

なお、被保護者の方への介護については知事が行う指導に従わなければなりません。

指定介護機関への個別指導

佐賀県では、介護扶助を受けている被保護者の方の処遇が効果的に行われるよう福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として個別指導を行っています。

被保護者の方への介護サービス給付に関する事務及び給付状況について、介護記録その他の帳簿書類等を閲覧させていただきながら、懇談形式で実施していますので、ご協力をお願いします。

3. 介護保険給付との関係

生活保護法では、他の法律又は制度による保障や援助等を受けることができる場合は優先的に活用することが原則となっています。

被保護者の方が、介護保険の1号・2号被保険者に該当する場合は、まず介護保険を活用し、利用者負担の1割分が介護扶助の対象となります。

なお、被保険者でない者(40歳以上65歳未満で医療保険に未加入)に該当する場合は、全額が介護扶助の対象となります。

40歳以上65歳未満			65歳以上
医療 保険	加入者	2号被保険者 (介護保険9割 +介護扶助1割)	1号被保険者 (介護保険9割 +介護扶助1割)
	未加入者	被保険者でない者 (介護扶助10割)※	

(※) 障害者施策等、他に適用される法律がある場合は優先して活用し、不足する部分について介護扶助を給付します。

4. その他の留意事項

本人支払額について

被保護者の方の年金収入等に応じて、介護扶助費の一部をご本人に負担していただく場合があります。福祉事務所から発行される介護券を確認のうえ、本人支払額がある場合はその額をご本人に請求してください。

個室利用料について

被保護者の方が、個室利用料が発生する「ユニット型個室」や「従来型個室」等を利用できるのは特定の場合に限られます。

利用前に必ず福祉事務所へご相談ください。

5. 佐賀県内の福祉事務所一覧

福祉事務所名	所在地	電話番号
佐賀中部保健福祉事務所	佐賀市八丁畷1-20	0952-30-3600
鳥栖保健福祉事務所	鳥栖市元町1234-1	0942-83-2167
唐津保健福祉事務所	唐津市大名小路3-1	0955-73-4228
伊万里保健福祉事務所	伊万里市新天町122-4	0955-23-2101
杵藤保健福祉事務所	武雄市武雄町昭和265	0952-23-3175
佐賀市福祉事務所	佐賀市栄町1-1	0952-40-7260※
唐津市福祉事務所	唐津市西城内1-1	0955-72-9153
鳥栖市福祉事務所	鳥栖市宿町1118	0942-85-3551
多久市福祉事務所	多久市北多久町大字小侍7-1	0952-75-2324
伊万里市福祉事務所	伊万里市立花町1355-1	0955-23-2168
武雄市福祉事務所	武雄市武雄町大字昭和12-10	0954-23-9235
鹿島市福祉事務所	鹿島市大字納富分2643-1	0954-63-2116
小城市福祉事務所	小城市三日月町長神田2312-2	0952-37-6107
嬉野市福祉事務所	嬉野市嬉野町大字下宿乙1185	0954-42-3307
神埼市福祉事務所	神埼市神埼町鶴3542-1	0952-37-0110

(※) 佐賀市は庶務医療系の電話番号です。

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
 担当:佐賀県健康福祉部社会福祉課
 生活保護援護・恩給担当
 電話:0952-25-7058 FAX:0952-25-7264